

# トトリ通信瓦版第21号＝第23回口頭弁論速記録＝

発行：USM～ウリハッキョサポートネットメンバーズ

2017年5月15日（月）、初夏の日差しが眩しい中で愛知朝鮮高校無償化裁判第23回口頭弁論が行われました。傍聴には151名、報告集会には約200名のみなさまが駆けつけてくださいました。

今回の口頭弁論では、これまでに被告である日本国政府側から提出された書面に対する原告側からの反論、証人尋問の申請、そして、憲法14条（平等権）に関する原告側からの書面提出が行われました。これを以って、すべての主張が終了したことになります。

## 【証人尋問の申請に関して】

原告側からは全10人の原告のうち在籍年度別に3名、山本かほり愛知県立大学教授、成嶋隆獨協大学教授、金仲治愛知朝鮮学園理事長、下村博文元文部科学大臣、朝鮮高校の無償化排除に行政担当者として携わった文部科学省役人の8名を証人申請しました。山本氏は永年にわたり、朝鮮学校への参与観察に基づく研究を継続し、本裁判のために意見書も執筆しています。成嶋氏には教育法の専門家として、教育基本法16条2項に記された「不当な支配」が国家権力による支配を想定しているのものであって、各種学校に身を置き教育内容の自由を得た民族学校と当該本国の間に適用しうる規定ではない旨を意見書で述べています。下村氏は自民党が下野していた時期に拉致事件などを理由とした朝鮮高校の無償化排除を民主党政権（当時）に迫っており、文相就任後わずか2ヶ月ほどで除外を決定しています。

また、証人尋問と同時に、裁判官に実際の朝鮮学校を訪問してもらう「検証」の申請もしています。

## 【憲法14条（平等権）に関する原告側からの準備書面について】

日本国憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と法の下での平等（平等権）を規定しています。その意味するところは、人に対する処遇を区別する際、その理由や方法は合理的でなければならないということです。なお、過去の判例からこの「国民」には在日外国人も含まれると解釈されています。

原告側は既に、朝鮮高校の高校無償化除外が、「北朝鮮」あるいは在日朝鮮人に対する嫌悪感や差別感情に基づいたものであるならば、違法であるという主張はしてきました。（準備書面17）これに対して、日本国政府は、そのような理由で無償化除外をしたわけではないと反論するものの、それに代わる理由の説明は非常に不明瞭なものでした。今回の準備書面は、たとえ嫌悪感や差別感情に基づいたものではなく、日本国政府が主張するような理由によって朝鮮高校の無償化除外がなされたのだとしてもなお、理由及び方法が不合理であることから、平等権に反するということを主張するものです。

## 【今後の口頭弁論】

次回：2017年7月12日（水）14:00～（13:30～傍聴抽選あり）

場所は名古屋地方裁判所です。

\*証人申請の可否が決まる大事な回です。平日昼間ですが、多くの方のご参加をお待ちしています。

\*報告集会はKKRホテル名古屋で行います。